

第1四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

アイカ工業株式会社

(E00824)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
① 【株式の総数】	7
② 【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	7
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	8
(4) 【ライツプランの内容】	8
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	8
(6) 【大株主の状況】	8
(7) 【議決権の状況】	9
① 【発行済株式】	9
② 【自己株式等】	9
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
(1) 【四半期連結貸借対照表】	11
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	13
【四半期連結損益計算書】	13
【第1四半期連結累計期間】	13
【四半期連結包括利益計算書】	14
【第1四半期連結累計期間】	14
【注記事項】	15
【セグメント情報】	17
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第114期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	アイカ工業株式会社
【英訳名】	Aica Kogyo Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小野 勇 治
【本店の所在の場所】	愛知県清須市西堀江2288番地
【電話番号】	(052)409-8000
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 森 永 博 之
【最寄りの連絡場所】	愛知県清須市西堀江2288番地
【電話番号】	(052)409-8261
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 森 永 博 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第113期 第1四半期 連結累計期間	第114期 第1四半期 連結累計期間	第113期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	22,303	29,920	101,353
経常利益 (百万円)	2,371	2,651	12,640
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,297	1,444	7,633
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,102	3,367	8,818
純資産額 (百万円)	76,296	87,168	85,006
総資産額 (百万円)	100,796	119,040	119,301
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	19.88	22.13	116.98
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	19.86	22.11	116.88
自己資本比率 (%)	74.7	70.1	68.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約の決定又は締結等は行われていません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成24年12月の政権交代以降、円高の是正や株価の上昇など経済回復への期待感から消費者心理の改善がみられ、景気は回復基調で推移いたしました。しかしながら、海外経済の動向や、雇用、所得環境等、依然として不透明な状況が残されています。

このような経営環境の下、当社グループは、顧客に密着した営業活動の強化、市場ニーズにマッチした新商品開発と機能材料事業の強化などを推進いたしました。また、当社が平成24年12月に株式を取得いたしました、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社及びその子会社の業績が、当第1四半期連結累計期間より組み入れられ、業績に大きく寄与いたしました。

このような結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高29,920百万円（前年同四半期比34.2%増）、営業利益2,480百万円（前年同四半期比10.6%増）、経常利益2,651百万円（前年同四半期比11.8%増）、四半期純利益1,444百万円（前年同四半期比11.3%増）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上は除いております。

(化成品セグメント)

接着剤系商品は、木工・家具向け汎用接着剤は低迷したものの、合板用接着剤および建築施工用接着剤、ならびに新規分野として取り組んでいる太陽電池向け接着剤や自動車向け接着剤が順調に推移いたしました。一方、海外では、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社の子会社が、アジア・太平洋地域における接着剤・産業用樹脂の需要を取り込むことができた結果、売上を伸ばすことができ、連結業績に大きく寄与いたしました。

樹脂系商品は、塗り床材「ジョリエース」が厳しい状況で推移いたしました。外装・内装仕上塗材「ジョリパット」が戸建市場の活況と大手住宅メーカーでの採用増などにより、売上を伸ばすことができました。

有機微粒子は、化粧品用途を中心に、堅調に推移いたしました。

このような結果、売上高は14,724百万円（前年同四半期比89.0%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）824百万円（前年同四半期比46.4%増）となりました。

(建装材セグメント)

建装材セグメントの主力市場である非住宅市場は、商業施設の着工が連続して前年を上回るなど明るい兆しが見られますが、建設現場での工事の遅れなどの影響で、現時点においては動きが鈍く、全体としては厳しい結果となりました。

しかしながら、高い意匠性と指紋などの汚れが目立ちにくい特性を持つメラミン化粧板「セルサス」、汎用性の高い単色メラミン化粧板「カラーシステムフィット」、耐摩耗性・耐汚染性に優れる化粧ボード「マーレスボード」など、特徴ある商品は売上を伸ばすことができました。また、0.7mmという薄さで不燃性を兼ね備えた薄物メラミン不燃化粧板「アイカフレアテクト」は、医療・介護施設や教育施設、地下街の商業施設での安心・安全を求めるニーズを背景に売上を伸ばすことができました。

このような結果、売上高は6,284百万円（前年同四半期比2.1%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）1,088百万円（前年同四半期比0.4%減）となりました。

(住器建材セグメント)

不燃化粧材「セラール」は、住宅市場では、新築のほか、リフォームにおいてもキッチン・洗面などの水回り空間での採用を増やすことができました。非住宅市場では、店舗、教育施設、医療・介護施設などにおいて、改修用途も含めた幅広い需要をとらえ、順調に売上を伸ばすことができました。

メラミン化粧板を曲面加工したポストフォーム商品は、住宅およびマンションのキッチン扉や、店舗、医療・介護施設用什器を中心に好調に推移し、天然水晶を原材料にした高級人造石カウンター「フィオレストーン」は、豊富なデザインや優れた機能が評価され、集合住宅のキッチンカウンターを中心に採用が増えました。また、医療・介護施設、高齢者住宅に適した機能引戸「U. D. (ユニバーサルデザイン) コンフォートシリーズ」は、サービス付高齢者向け住宅の着工増と個人クリニックでの採用増により、売上を伸ばすことができました。

このような結果、売上高は7,556百万円(前年同四半期比8.0%増)、営業利益(配賦不能営業費用控前)1,060百万円(前年同四半期比5.7%増)となりました。

(電子セグメント)

電子材料は、光学フィルム向けUV(紫外線)硬化型ハードコート樹脂「アイカイトロン」がタッチパネル市場の拡大とともに売上を伸ばすことができました。

プリント配線板は、半導体関連・工作機械などの分野で回復基調にあります。開発案件の減少に伴うパターン設計の大幅な減少により、売上・利益ともに前年を下回りました。

このような結果、売上高は1,355百万円(前年同四半期比0.4%減)、営業利益(配賦不能営業費用控除前)152百万円(前年同四半期比1.4%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末に比べ261百万円(0.2%)減少し、119,040百万円となりました。主な資産の増減は「受取手形及び売掛金」が、2,245百万円減少したこと、「商品及び製品」が855百万円増加したことなどによるものであります。負債は前連結会計年度末に比べ2,423百万円(7.1%)減少し、31,872百万円となりました。主な負債の増減は「支払手形及び買掛金」が1,601百万円、「未払法人税等」が1,728百万円減少したこと、「賞与引当金」が476百万円増加したことなどによるものであります。純資産は前連結会計年度末に比べ2,161百万円(2.5%)増加し、87,168百万円となりました。主な増減は「四半期純益」1,444百万円、剰余金の配当1,239百万円により、「利益剰余金」が204百万円増加し、「為替換算調整勘定」が1,204百万円、「少数株主持分」が510百万円増加したことなどによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ1.5ポイント増加し、70.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

II. 基本方針の実現に資する取り組み

<中長期的な会社の経営戦略>

当社グループは、共生の理念のもと、たえざる革新により新しい価値を創造し、社会に貢献して「真にお客さまに選ばれる企業集団—グッドカンパニー—」を目指しています。

また、グループ全体の企業価値の増大が株主の利益にもつながると認識し、企業価値の継続的な増大のため『スピード・効率・変革』をスローガンにしております。

当社グループにおきましては、以下の項目に重点を置き経営を進めてまいります。

- ①連結経営とフリー・キャッシュ・フロー重視の経営体質を構築します。
- ②「地球環境の保全」と「地域との調和」を図り、環境に優しい商品を開発します。
- ③事業分野におけるナンバーワン商品を拡充します。
- ④海外生産拠点を充実させるとともにグローバルな資材調達を推進し、コスト競争力を強化します。
- ⑤素材メーカーとしての特徴を活かし、素材連携に基づいた独創性のある商品展開を進めます。

また、当社グループは、今後も継続する厳しい経営環境に対処すべく平成25年4月から新たな中期4ヵ年計画をスタートさせました。創立80周年を迎える平成29年3月期には、連結売上高1,500億円、連結経常利益170億円、ROE9.5%以上の維持を目指してまいります。この目標達成のために、以下の項目を重点的に進め、株主・ステークホルダーから絶大な信頼を得られるよう取り組んでまいります。

- ①改修・リフォーム・医療介護など成長分野への取り組み強化と用途開拓による国内中核事業の持続的成長
- ②海外事業・機能材料事業の展開加速を通じた事業構造の変革
- ③生産・調達のグローバル最適化と原価低減の推進
- ④事業環境の変化とグローバル化に即した組織運営と人材の強化

<コーポレートガバナンス（企業統治）の推進>

当社は「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を実現させていきたいと考えています。

- ①基本規程として「行動規範」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員及び社員の「行動指針」として定めています。更に、全社横断組織として「企業倫理委員会」を設置するなど企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上すべく推進しています。
- ②経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を導入しており、また、監査役会を構成する監査役を5名、このうち3名を社外監査役とし、監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以上のような施策を実施しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は「大規模買付ルール」を設定し、また当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為への対抗措置（買収防衛策）を導入いたしております。

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対する必要かつ十分な情報の提供を求め、②取締役会による一定の評価期間が経過した後はじめて大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示により株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ア. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が以下①～⑤のいずれかに該当し、その結果として当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的の大規模買付行為（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的の大規模買付行為
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定の大規模買付行為
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的の大規模買付行為
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある大規模買付行為

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、又はその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保を目的として、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

Ⅳ. 上記Ⅱ及びⅢの取り組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、当該大規模買付に応じるか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、買収防衛策を導入するものであり、上記Ⅰに述べた会社支配に関する基本方針に沿うものです。

また、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び公正性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しています。

第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者の中から選任される委員3名以上により構成されます。なお、第三者委員会の判断の概要については、適時適切に株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、498百万円であります。

また、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	116,577,000
計	116,577,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	67,590,664	67,590,664	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	67,590,664	67,590,664	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成24年6月22日定時株主総会決議、平成25年4月30日発行取締役会決議、平成25年5月16日割当日

決議年月日	平成25年4月30日
新株予約権の数(個)	170(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2)
新株予約権の行使期間	自 平成25年5月17日 至 平成45年5月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成44年5月16日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成44年5月17日から平成45年5月16日までは権利行使をすることができません。
- (2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権1個当たりの一部行使はできません。
5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限ります。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社。
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	67,590	—	9,891	—	13,277

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,339,700	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 65,185,000	651,850	—
単元未満株式	普通株式 65,964	—	—
発行済株式総数	67,590,664	—	—
総株主の議決権	—	651,850	—

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
アイカ工業(株)	愛知県清須市西堀江 2288番地	2,339,700	—	2,339,700	3.46
計	—	2,339,700	—	2,339,700	3.46

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,981	18,541
受取手形及び売掛金	※1, ※2 42,936	※1, ※2 40,690
商品及び製品	4,616	5,472
仕掛品	546	607
原材料及び貯蔵品	4,239	4,081
その他	3,436	4,106
貸倒引当金	△184	△191
流動資産合計	74,573	73,307
固定資産		
有形固定資産	25,987	26,609
無形固定資産		
のれん	5,899	5,881
その他	1,666	1,710
無形固定資産合計	7,565	7,592
投資その他の資産		
その他	11,649	11,992
貸倒引当金	△474	△461
投資その他の資産合計	11,175	11,530
固定資産合計	44,728	45,732
資産合計	119,301	119,040
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 22,074	※1 20,472
短期借入金	858	1,025
未払法人税等	2,907	1,178
賞与引当金	1,524	2,000
その他	※1 4,515	※1 4,556
流動負債合計	31,880	29,234
固定負債		
長期借入金	422	432
退職給付引当金	403	468
その他	1,588	1,736
固定負債合計	2,415	2,637
負債合計	34,295	31,872

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,891	9,891
資本剰余金	13,269	13,269
利益剰余金	60,023	60,227
自己株式	△2,437	△2,428
株主資本合計	80,746	80,959
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,420	1,650
繰延ヘッジ損益	△4	△31
為替換算調整勘定	△311	893
その他の包括利益累計額合計	1,103	2,512
新株予約権	47	77
少数株主持分	3,108	3,618
純資産合計	85,006	87,168
負債純資産合計	119,301	119,040

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	22,303	29,920
売上原価	15,964	21,840
売上総利益	6,339	8,080
販売費及び一般管理費	4,097	5,599
営業利益	2,242	2,480
営業外収益		
受取利息	8	12
受取配当金	94	108
その他	93	173
営業外収益合計	196	294
営業外費用		
支払利息	1	16
売上割引	21	30
その他	43	76
営業外費用合計	66	123
経常利益	2,371	2,651
特別損失		
投資有価証券評価損	184	—
特別損失合計	184	—
税金等調整前四半期純利益	2,187	2,651
法人税、住民税及び事業税	779	1,107
法人税等調整額	74	△95
法人税等合計	853	1,011
少数株主損益調整前四半期純利益	1,333	1,639
少数株主利益	36	195
四半期純利益	1,297	1,444

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,333	1,639
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△145	229
繰延ヘッジ損益	△3	△26
為替換算調整勘定	△82	1,524
その他の包括利益合計	△231	1,727
四半期包括利益	1,102	3,367
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,044	2,852
少数株主に係る四半期包括利益	57	515

【注記事項】
(追加情報)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

(信託型従業員持株インセンティブ・プランの会計処理について)

平成22年2月15日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」)の導入を決議いたしました。

本プランでは、当社が信託銀行に「アイカ工業株式会社保有会専用信託」(以下、「従持信託」)を設定し、従持信託は、平成22年3月以降5年間にわたり「アイカ工業株式会社保有会」(以下、「持株会」)が取得する規模の当社株式を予め取得(総額932百万円)し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が信託残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約書に基づき、当社が弁済することになります。

当該自己株式の売却に関する会計処理については、従持信託が当社より株式を購入した時点で当社から外部に株式が譲渡されたものとして処理しております。さらに、当社が従持信託の債務を保証していることなどに鑑み、従持信託が所有する株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益を個別総額法により反映し、当社の個別財務諸表に計上しております。

従持信託が所有する株式については自己株式として表示しております。従持信託が所有する当社株式数は当第1四半期連結会計期間末において438,600株となっており、自己株式数に含めて記載しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	1,079百万円	1,077百万円
支払手形	5百万円	6百万円
その他流動負債(設備支払手形)	0百万円	3百万円

※2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	152百万円	171百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	499百万円	695百万円
のれんの償却額	3百万円	304百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,109	17	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

(注) 従持信託が保有する当社株式については四半期連結貸借対照表に自己株式として表示しておりますが、当該株式は配当金の支払対象株式であります。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,239	19	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

(注) 従持信託が保有する当社株式については四半期連結貸借対照表に自己株式として表示しておりますが、当該株式は配当金の支払対象株式であります。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額(注) 2
	化成品	建装材	住器建材	電子	計		
売上高							
外部顧客への売上高	7,791	6,152	6,999	1,361	22,303	—	22,303
セグメント間の内部 売上高又は振替高	611	437	—	—	1,048	△1,048	—
計	8,402	6,589	6,999	1,361	23,352	△1,048	22,303
セグメント利益	563	1,093	1,003	150	2,810	△568	2,242

(注) 1 セグメント利益の調整額△568百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△568百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理部門(人事、総務、経理部門等)に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額(注) 2
	化成品	建装材	住器建材	電子	計		
売上高							
外部顧客への売上高	14,724	6,284	7,556	1,355	29,920	—	29,920
セグメント間の内部 売上高又は振替高	744	469	—	—	1,213	△1,213	—
計	15,468	6,753	7,556	1,355	31,134	△1,213	29,920
セグメント利益	824	1,088	1,060	152	3,127	△646	2,480

(注) 1 セグメント利益の調整額△646百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△644百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理部門(人事、総務、経理部門等)に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	19円88銭	22円13銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,297	1,444
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,297	1,444
普通株式の期中平均株式数(千株)	65,252	65,250
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	19円86銭	22円11銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	58	67
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 普通株式の期中平均株式数には従持信託が保有する自己株式が含まれております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

アイカ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧 沢 宏 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイカ工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。